

農薬取締法第12条に係る省令（案）の概要

農薬使用基準が適用される農薬

- (1) 農薬取締法第2条又は第15条の登録を受けている農薬。
- (2) (1)以外の登録を受けた農薬（販売が禁止されているものを除く）。
- (3) 以下の場合には、適用されない。
 - 試験研究の目的で使用される場合。
 - 検疫有害動植物に対し使用する場合。
 - 輸入国の要求により使用する場合。

使用基準の考え方

1 農薬使用者の責務

農薬使用者は、以下の各号の責務を有する。

- (1) 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- (2) 人畜に危険を及ぼさないようにすること。
- (3) 農作物等の汚染が生じ、その農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- (4) 農地等の土壌汚染が生じ、それにより汚染される農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- (5) 水産動植物の被害が発生し、その被害が著しいものとならないようにすること。
- (6) 公共用水域の水質汚濁が生じ、その汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

2 罰則を科す基準

- (1) 食用農作物及び飼料作物（以下「食用農産物等」という。）に農薬を使用しようとする場合

農薬登録時に定められた、

適用農作物等に含まれない食用農作物等に使用しないこと

単位面積当たりの使用量の最高限度を超えて又は希釈倍数の最低限度未満の希釈倍数で使用しないこと

使用時期以外の時期に使用しないこと

総使用回数を超えて使用しないこと

について、遵守を義務とする。

- (2) 食用農作物への適用がない農薬を食用農作物に使用してはならないこととする。
- (3) 農薬をくん蒸に使用する者（自ら栽培する農作物等に農薬をくん蒸に使用する者を除く）は、住所、氏名と当該年度に於ける農薬の使用計画を、毎年度使用する最初の日までに農林水産大臣に提出する（変更の場合も同様）ことについて遵守を義務とする。

務とする。

- (4) 航空機を利用して農薬を使用する者は、住所、氏名と当該年度に於ける農薬の使用計画を、毎年度使用する最初の日までに農林水産大臣に提出する（変更の場合も同様）ことについて遵守を義務とする。
- (5) ゴルフ場において農薬を使用する者は、住所、氏名と当該年度に於ける農薬の使用計画を、毎年度使用する最初の日までに農林水産大臣に提出する（変更の場合も同様）ことについて遵守を義務とする。

3 遵守の努力を要請する基準

- (1) 容器に表示された最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう努める。
- (2) 航空機を利用して農薬を使用する者は、対象区域において風速及び風向を観測し、対象区域外への農薬の飛散を防止するための必要な措置を講じるよう努める。
- (3) 住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用する者は、農薬が飛散することを防止するための必要な措置を講じるよう努める。
- (4) 農薬の使用者は、以下の事項を帳簿に記載することに努める。
 - ア 使用した年月日
 - イ 使用した場所
 - ウ 使用した農作物名
 - エ 使用した農薬の種類又は名称
 - オ 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数
- (5) 別表1の止水を要する農薬を水田で使用する者は、当該農薬の流出を防止するための必要な措置を講じるよう努める。
- (6) 別表2の被覆を要する農薬を使用する者は、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するための必要な措置を講じるよう努める。

4 経過措置

の2の(1)の の「食用農作物等」を当分の間「食用農作物等及び農林水産大臣の承認を受けていない食用農作物等」とする。

別表第一

一 S・(四・クロロベンジル)・N・N・ジエチルチオカーバメート(別名ベンチオカーブ又はチオベンカルブ)を含有する製剤

二 ニ・アミノ・三・クロロ・一・四・ナフトキノン(別名ACN)を含有する製剤

三 三・アリルオキシ・一・二・ベンゾイソチアゾール・一・一・ジオキシド(別名プロベナゾール)を含有する製剤

四 ニ・イソプロピルフェニル・N・メチルカーバメート(別名MI PC又はイソプロカルブ)を含有する

製剤

五 ニ・メチル・四・クロロフェノキシ酢酸エチル(別名MCPAエチル)を含有する製剤

六 ニ・メチル・四・クロロフェノキシチオ酢酸・S・エチル(別名MCPAチオエチル)を含有する製剤

七 ニ・メチル・四・クロロフェノキシ酢酸ナトリウム(別名MCPAナトリウム塩)を含有する製剤

八 エチル^{II}五・(四・六・ジメトキシピリミジン・二・イルカルバモイルスルファモイル)・一・メチル

ピラゾール・四・カルボキシラート(別名ピラゾスルフロンエチル)を含有する製剤

九 O・エチル・O・(三・メチル・六・ニトロフェニル)セコンダリーブチルホスホロアミドチオエート
(別名ブタミホス)を含有する製剤

十 S・エチルヘキサヒドロ・H・アゼピン・カーボチオエート(別名モリネート)を含有する製剤

十一 (一RS・ニSR・四SR)・一・四・エポキシ・p・メンタ・ニ・イル〓ニ・メチルベンジル〓エ
ーテル(別名シンメチリン)を含有する製剤

十二 S・四・クロロ・N・イソプロピルカルバニロイルメチル〓O・O・ジメチル〓ホスホロジチオア
ー(別名アニロホス)を含有する製剤

十三 三・(四・クロロ・五・シクロペンチルオキシ・ニ・フルオロフェニル)・五・イソプロピリデン・
一・三・オキサゾリジン・ニ・四・ジオン(別名ペントキサゾン)を含有する製剤

十四 四・クロロ・ニ・(一・ヒドロキシベンジル)イソニコチンアニリド(別名イナベンフィド)を含有
する製剤

十五 (RS)・ニ・(ニ・(三・クロロフェニル)・ニ・三・エポキシプロピル)・ニ・エチルインダン
・一・三・ジオン(別名インダノファン)を含有する製剤

十六 四・(ニ・クロロフェニル)・N・シクロヘキシル・N・エチル 四・五 ジヒドロ 五 オキソ
一 H・テトラゾール・一・カルボキサミド(別名フェントラザミド)を含有する製剤

十七 (E)・(S)・一・(四・クロロフェニル)・四・四 ジメチル 二・(一 H・一・二・四 トリ
アゾール・一・イル)ペンタ・一・エン・三・オール(別名ウニコナゾールP)を含有する製剤

十八 (ニRS・三RS)・一・(四・クロロフェニル)・四・四 ジメチル 二・(一 H・一・二・四
トリアゾール・一・イル)ペンタン・三・オール(別名パクロブトラゾール)を含有する製剤

十九 一・(ニ・クロロベンジル)・三・(一・メチル・一・フェニルエチル)ウレア(別名クミルロン)
を含有する製剤

二十 三・(ニ・クロロ・四・メシルベンゾイル)・二・フェニルチオビシクロ「三・二・一」オクタ 二
・エン・四・オン(別名ベンゾビシクロン)を含有する製剤

二十一 二・メチル・四・クロロフェノキシ酪酸エチル(別名MCPBエチル)を含有する製剤
二十二 O・O・ジイソプロピル・S・ベンジルチオホスフェート(別名IBP)を含有する製剤

二十三 N・N・ジエチル・三・メシチルスルホニル・一 H・一・二・四 トリアゾール・一 カルボキサ

ミド（別名カフェンストール）を含有する製剤

二十四 一・「二」（シクロプロピルカルボニル）アニリノスルホニル」・三・（四・六・ジメトキシピリ
ミジン・ニ・イル）尿素（別名シクロスルファミロン）を含有する製剤

二十五 二・三・ジクロロ・四・エトキシメトキシベンズアニリド（別名エトベンザニド）を含有する製剤

二十六 （RS）・二・（二・四・ジクロロ・m・トリルオキシ）プロピオンアニリド（別名クロメプロツ
プ）を含有する製剤

二十七 二・「四」（二・四・ジクロロ・m・トルオイル）・一・三・ジメチルピラゾール 五・イルオキ
シ」・四・メチルアセトフェノン（別名ベンゾフェナツプ）を含有する製剤

二十八 三・「一」（三・五・ジクロロフェニル）・一・メチルエチル」・三・四・ジヒドロ・六・メチル
・五・フェニル・ニH・一・三・オキサジン・四・オン（別名オキサジクロメホン）を含有する製剤

二十九 二・四・ジクロロフェノキシ酢酸エチル（別名二・四・PAエチル又は二・四・Dエチル）を含有
する製剤

三十 二・「四」（二・四・ジクロロベンゾイル）・一・三・ジメチルピラゾール 五・イルオキシ」アセ

トフェノン（別名ピラゾキシフェン）を含有する製剤

三十一 四・（二・四・ジクロロベンゾイル）・一・三・ジメチル・五・ピラゾリル・p・トルエンシルホ
ネート（別名ピラゾレート）を含有する製剤

三十二 二・三・ジヒドロ・三・三・ジメチルベンゾフラン・五・イル〓エタンシルホナート（別名ベンフ
レセート）を含有する製剤

三十三 二・六・ジブromo・二・メチル・四・トリフルオロメトキシ・四・トリフルオロメチル・一・三・
チアゾール・五・カルボキシアニリド（別名チフルザミド）を含有する製剤

三十四 O・S・ジメチル・N・アセチルホスホロアミドチオエート（別名アセフェート）を含有する製剤

三十五 S・S・ジメチル〓二・ジフルオロメチル・四・イソブチル・六・トリフルオロメチルピリジン・

三・五・ジカルボチオアート（別名ジチオピル）を含有する製剤

三十六 一・（ ）・ジメチルベンジル）・三・（パラトリル）尿素（別名ダイムロン）を含有する製剤

三十七 三・（ジメトキシホスフィニルオキシ）・N・メチル・シス・クロトンアミド（別名モノクロトホ

ス）を含有する製剤

三十八 一・(四・六・ジメトキシ・一・三・五・トリアジン・二・イル) 三・「二・(二・メトキシエトキシ)フェニルスルホニル」尿素(別名シノスルフロン)を含有する製剤

三十九 一・(四・六・ジメトキシピリミジン・二・イル) 三・(二・エトキシフェノキシスルホニル)

尿素(別名エトキシスルフロン)を含有する製剤

四十 一・(四・六・ジメトキシピリミジン・二・イル) 三・「一・メチル 四・(二・メチル 一・H・テトラゾール・五・イル)ピラゾール・五・イルスルホニル」尿素(別名アジムスルフロン)を含有する

製剤

四十一 一・二・五・六・テトラヒドロピロロ「三・二・一・i・j」キノリン・四・オン(別名ピロキロン)を含有する製剤

四十二 一・(二・ナフトキシ)プロピオンアニリド(別名ナプロアニリド)を含有する製剤

四十三 二・メチルチオ・四・六・ビス(エチルアミノ) 三・「トリアジン(別名シメトリン)を含有する

製剤

四十四 ブチル「(R) 一・二・「四・(四・シアノ・二・フルオロフェノキシ)フェノキシ」プロピオナー

ト（別名シハロホップブチル）を含有する製剤

四十五 二・セコンダリーブチルフェニル・N・メチルカーバマート（別名BPMC）を含有する製剤

四十六 O・三・tert・ブチルフェニル[〓]六・メトキシ・二・ピリジル（メチル）チオカルバマート（

別名ピリブチカルブ）を含有する製剤

四十七 二・クロロ・二・六・ジエチル・N・（ブトキシメチル）アセトアニリド（別名ブタクロール）を

含有する製剤

四十八 (RS)・二・ブromo・N・（ジメチルベンジル）[〓]・三・三・ジメチルブチルアミド（別

名プロモブチド）を含有する製剤

四十九 S・ベンジル[〓]・二・ジメチルプロピル（エチル）チオカルバマート（別名エスプロカルブ）を

含有する製剤

五十 O・O・ジイソプロピル・二・（ベンゼンスルホンアミド）エチルジチオホスフェート（別名SAP

又はベンスリド）を含有する製剤

五十一 二・ベンゾチアゾール・二・イルオキシ・N・メチルアセトアニリド（別名メフェナセット）を含有

する製剤

五十二 メチル \equiv 三・クロロ・五・(四・六・ジメトキシピリミジン・ニ・イルカルバモイルスルファモイ
ル)・一・メチルピラゾール・四・カルボキシラート(別名ハロスルフロンメチル)を含有する製剤

五十三 五・(二・四・ジクロロフェノキシ)・二・ニトロ安息香酸メチル(別名ビフェノックス)を含有
する製剤

五十四 メチル \equiv 二・(四・六・ジメトキシピリミジン・ニ・イルオキシ)・六・(一・メトキシイミノエ
チル)ベンゾエート(別名ピリミノバックメチル)を含有する製剤

五十五 メチル \equiv ・(四・六・ジメトキシピリミジン・ニ・イルカルバモイルスルファモイル)・ \circ ・ト
ルアート(別名ベンスルフロンメチル)を含有する製剤

五十六 二・メチルチオ・四・エチルアミノ・六・(一・二・ジメチルプロピルアミノ)・s・トリアジン
(別名ジメタメトリン)を含有する製剤

五十七 S・(二・メチル・一・ペリジル・カルボニルメチル)・ \circ ・ \circ ・ジ・n・プロピルジチオホス
フェート(別名ピペロホス)を含有する製剤

五十八 S・一・メチル・一・フェニルエチル〓ピペリジン・一・カルボチオアート（別名ジメピペレート）を含有する製剤

五十九 メチル〓N・（二・メトキシアセチル）・N・（二・六・キシリル）・DL ヲラニナート（別名メタラキシル）を含有する製剤

六十（E）・二・メトキシイミノ・N・メチル・二・（二・フェノキシフェニル）アセトアミド（別名メトミノストロビン）を含有する製剤

六十一（RS）・七・（四・六・ジメトキシピリミジン・二・イルチオ）・三・メチル・二・ベンゾフラン・一（三H）・オン（別名ピリフタリド）を含有する製剤

六十二（RS）・二・（四・フルオロフェニル）・一・（一H）・二・四・トリアゾール・一・イル）・三・トリメチルシリルプロパン・二・オール（別名シメコナゾール）を含有する製剤

別表第二

一 クロルピクリンを含有する製剤

二 臭化メチルを含有する製剤

経過措置の説明

- 1 地域特産的作物（マイナー作物）等については、登録農薬に適用が少ないため、病害虫が発生した場合、適用農作物等の範囲に含まれていないにもかかわらず、その農薬を使用しなければならないことから、これが の2の(1)の違反として罰則がかかることとなってしまう。
- 2 このため、以下の安全性を確保する措置を講じつつ、当分の間、経過措置を設け、農林水産大臣の承認を受けた食用農作物等については、適用農作物等の範囲に含まれていなくとも、農薬を使用することができることとするものである。

<安全性を確保する措置>

都道府県知事が、農林水産大臣に対し、経過措置（農薬とその適用作物）を申請し、農林水産大臣の承認を受ける。

承認に当たり、その農薬を使用できなければ農業生産の安定に著しく支障を来す場合であり、かつ、以下の条件の場合に安全性の観点で踏まえつつ使用を認める。

ア 別紙の区分に基づき、申請作物が属する区分に含まれる他の作物で既に使用が認められている農薬であること（登録保留基準があること）。

イ 使用が認められている作物の使用時期、使用濃度、総使用回数の範囲内であること。

その農薬が使用された農作物について、必要に応じて農薬の残留度合い等を検査し、都道府県知事は、この確認を行うとともに、出荷先も把握しておく。

万が一、人畜等への危険性が判明した場合は、農林水産大臣及び都道府県知事は農産物の出荷停止、回収等の必要な流通規制措置を実施すること。

なお、この経過措置の期間内に、都道府県等は、登録適用拡大に必要な残留データ等の作成の協力を努めることとし、経過措置期間後は、 の2の(1)の の原則に沿った実施を行うこととする。

